

議案第3号

沖縄県立総合教育センター嘱託医設置規程を廃止する訓令について

以下の理由により沖縄県立総合教育センター嘱託医設置規程を廃止する訓令を別紙のとおり提出する。

平成31年2月14日提出

沖縄県教育委員会教育長 平敷 昭人

理由

昭和54年に国において養護学校義務制が実施となり、障害のある子供の適正な就学に向けた取組が推進される中、昭和63年に沖縄県教育委員会は、「沖縄県立教育センター嘱託医（当時）」を設置し、障害のある子供の就学先の判定等について支援を行ってきた。

しかしながら、平成25年の学校教育法施行令の改正等により、従来の就学先決定の仕組みが改められ、障害のある子供の就学先については、市町村教育委員会が子供の障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から最終決定することとなった。

そのため、市町村教育委員会の就学相談体制が整うまでの間、嘱託医による就学相談体制を維持してきたが、市町村教育委員会において障害のある子供の就学相談体制が整ったことから、沖縄県立総合教育センター嘱託医設置規程を廃止したい。

これが、この議案を提出する理由である。

(別紙)

沖縄県教育委員会訓令第 号

沖縄県立総合教育センター嘱託医設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成31年 月 日

沖縄県教育委員会
教育長 平 敷 昭 人

沖縄県立総合教育センター嘱託医設置規程を廃止する訓令

沖縄県立総合教育センター嘱託医設置規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第4号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

訓令案の概要の説明

部課名 教育庁県立学校教育課

1 件名

沖縄県立総合教育センター嘱託医設置規程を廃止する訓令

2 訓令廃止の理由

昭和54年に国において養護学校義務制が実施となり、障害のある子供の適正な就学に向けた取組が推進される中、昭和63年に沖縄県教育委員会は、「沖縄県立教育センター嘱託医(当時)」を設置し、障害のある子供の就学先の判定等について支援を行ってきた。

しかしながら、平成25年の学校教育法施行令の改正等により、従来の就学先決定の仕組みが改められ、障害のある子供の就学先については、市町村教育委員会が子供の障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から最終決定することとなった。

そのため、市町村教育委員会の就学相談体制が整うまでの間、嘱託医による就学相談体制を維持してきたが、市町村教育委員会において障害のある子供の就学相談体制が整ったことから、沖縄県立総合教育センター嘱託医設置規程を廃止したい。

3 訓令案の概要

- (1) 沖縄県立総合教育センター嘱託医設置規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第4号）は、廃止する。
- (2) 訓令の施行日は、平成31年4月1日とする。

4 添付資料

沖縄県立総合教育センター嘱託医設置規程

沖縄県立総合教育センター嘱託医設置規程

平成 20 年 3 月 27 日
教育委員会訓令第 4 号

改正 平成 25 年 3 月 30 日教育委員会訓令第 2 号 平成 27 年 3 月 17 日教育委員会訓令第 1 号
沖縄県立総合教育センター嘱託医設置規程を次のように定める。

沖縄県立総合教育センター嘱託医設置規程
(設置)

第 1 条 幼児、児童及び生徒の障害に係る医学的判定及び相談業務等の円滑な運営に資するため、沖縄県立総合教育センターに沖縄県立総合教育センター嘱託医（以下「嘱託医」という。）として小児科・内科医師、眼科医師、耳鼻咽喉科医師、整形外科医師及び精神科医師を設置する。

(身分)

第 2 条 嘱託医は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 3 号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第 3 条 嘱託医は、沖縄県立総合教育センターの所長（以下「所長」という。）の指揮監督を受けて、幼児、児童及び生徒の障害に係る診断、検査、判別等を行い、並びに父母及び教員に対し適切な助言指導を行う業務に従事する。

(委嘱及び委嘱期間)

第 4 条 嘱託医は、障害のある幼児、児童及び生徒に対する医療又は保健に関し識見を有する医師のうちから沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

2 嘱託医の委嘱期間は、1 年以内とし、2 回に限り更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2 回を超えて更新する必要がある場合には、教育庁県立学校教育課長は、教育庁総務課長と協議するものとする。

(報酬等)

第 5 条 嘱託医の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和 47 年沖縄県規則第 111 号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第 6 条 嘱託医の 1 月の勤務日数は、4 日以内とし、勤務する日は、所長が別に定める。

2 嘱託医の勤務場所及び勤務時間は、所長が別に定める。

(服務)

第 7 条 嘱託医は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならぬ。

2 嘱託医は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 嘱託医は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また、同様とする。

4 嘱託医は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第 8 条 教育委員会は、嘱託医が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第 3 条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 嘱託医として不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第 9 条 この訓令に定めるもののほか、嘱託医に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 30 日教育委員会訓令第 2 号）

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 17 日教育委員会訓令第 1 号）

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。